

平成 24 年 8 月 29 日

日本知的財産協会

## 著作権法への「間接侵害」導入に関する意見

### 1. 間接侵害に関する規定の導入について

ネットワーク環境の発達とサービスの多様化に伴い、利用者における著作物の利用行為における事業者の役割は多様化している。そのような環境の変化に伴い、近年、いわゆる「カラオケ法理」の拡大適用など、裁判所が規範的な利用主体の認定を行うことにより、物理的に著作物の利用行為を行っていない製品またはサービスの提供者が、著作権侵害の直接的な主体と認定され、当該製品またはサービスが差し止められる事例が増加している。

しかし、現在の著作権法には、どのような製品またはサービスが著作権侵害の主体（差止請求の対象）と認定されるのか、手がかりとなる規定が設けられておらず、事業者にとっての予見可能性が低いため、結果として、新規ビジネスへの委縮効果が生じており、産業界として大きな問題であると考えている。

そこで、物理的に著作物の利用行為を行っていない者が著作権侵害の帰責主体となる場合の類型を明確化し、製品・サービスを提供する事業者の予見可能性を高める、という観点から、間接侵害に関する規定を設けることに賛成する。

なお、規定の創設にあたっては、解釈をめぐって混乱を招いたり、結果的に産業の発展や利用者の利便性向上を妨げることのないよう、次項（2.）に記載する点につき、十分にご検討いただきたい。

### 2. 司法救済ワーキングチーム案等の具体的内容について

#### （1）「間接侵害」の基本的な位置付けについて

「著作権間接侵害の基本的枠組（説明用レジュメ）」においては、「間接侵害」と「直接行為主体認定」の問題を切り分けて考えられているようであるが、実務においては、「間接」か「直接」かにかかわらず、「侵害の帰責主体となるかどうか」ということが最大の関心事であり、仮に、「間接侵害」の類型を定めた規定と、「カラオケ法理」等の「直接行為主体認定」の基準が併存することになると、特定の製品・サービス提供行為の侵害の成否をめぐって、事業者が混乱することになりかねないという懸念がある。事業者の予見可能性の担保という観点から、どのような場合に物理的に著作物の利用行為を行っていない者に対する差止が認められるか、より明確になるよう検討を進めていただきたい。

#### （2）「従属説」と「独立説」について

「間接侵害」規定を導入するにあたって、適法行為を助長ないし容易化等する行為を違法な侵害行為とすることは適當ではないと考えるため、司法救済ワーキングチームが示した「従属説」の考え方賛成する。

特に、一般ユーザー向けの製品・サービスは、私的使用領域での著作物利用に供されることが多いものであるから、新たな製品・サービスの開発を阻害しないために、「ユーザー

の利用が適法な私的使用にとどまる限りにおいては事業者も著作権侵害の責めを負わない」という整理にしていただくことが、非常に重要である。

### (3) 「差止請求の対象として位置付けるべき間接行為者の類型」について

司法救済ワーキングチームの平成24年1月12日付『「間接侵害」等に関する考え方の整理』に示された(i)ないし(ii)の3類型は、物理的に著作物の利用行為を行う者以外の者について、著作権侵害の成否を判断するための手がかりが何ら存在しない現状に比べると、侵害成否の基準について一定の明確化がなされており、評価する。

ただし、①著作権の客体が特許権等とは異なり不安定であること（権利発生の有無の判断が困難であること）や権利制限規定との関係による運用の困難さ、②文言の不明確さゆえの要件該当性判断の困難さ（何をもって「専ら侵害の用に供される」や「侵害発生を積極的に誘引する態様」と解釈されるのか等）も懸念されるところであるため、引き続き、審議会にて議論を深めていただきたい。

なお、(ii)類型の「知るべきでありながら」という要件は、事業者に対して監視義務や放置しないための措置をとる義務を課すことまで想定しているとすると、事業者にとって過度な義務、負担が増え、望ましくないと考える。

以上